

発電設備点検調査による全社的な再発防止への取組み（報告）の概要について

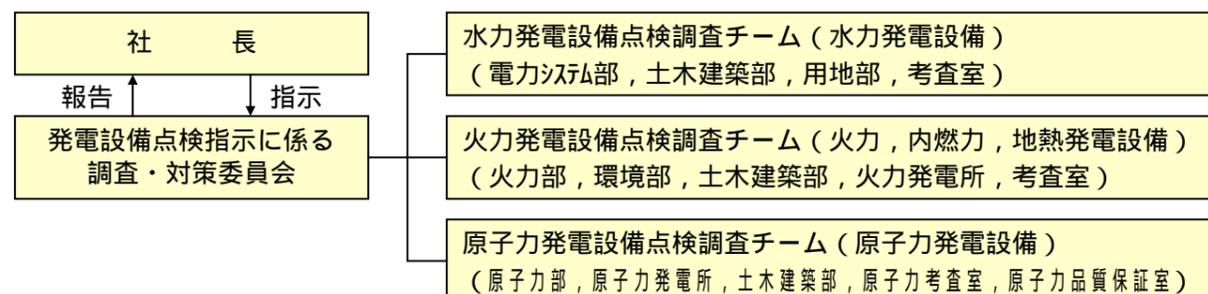
1. 「再発防止への取組み」報告の背景

当社は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示「発電設備に係る点検について」(平成18・11・30原院第1号)に基づき、水力発電設備、火力発電設備(内燃力発電設備、地熱発電設備を含む)、原子力発電設備に係るデータ改ざん、必要な手続きの不備その他同様の問題(以下、「不適切な事象」という)の有無を最大限の徹底した点検調査を行い、その結果について3月30日に報告を行った。

今回の点検調査によって確認された不適切な事象については、その背景にある原因を究明し、確実な改善を実践することにより、社会からの信頼回復とこれまで以上の信頼関係の構築を目指すこととしており、今回、全社的な再発防止対策の詳細について報告を行うものである。

2. 全社的な再発防止対策立案の体制

全社的な再発防止対策の立案にあたっては、社長の指示の下、全社共通的な視点に基づく点検調査結果に対する原因究明、部門横断的な対策の検討を実施するため、点検調査体制と同じ「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」を中心に立案した。当委員会では、客観性、透明性を確保するために、社内の企画部門、法務部門および考査部門なども参画するとともに、社外の専門家から助言、協力を得て検討を進めた。



3. 原因（背景要因）分析

(1) 背景要因の分析

a. 今回の調査によって明らかとなった不適切な事象それぞれの発生要因を整理すると、以下のとおり共通する背景要因があることがわかった。

企業倫理・法令遵守の意識が低く、法令に関する知識も不足していた。
設備保安等への影響がないため、行政に対する説明を省くなど、事象に対する重大さの意識が低かった。

業務を適正に実施するための教育が不十分だった。
社内外とのコミュニケーションによる情報収集・共有が不十分だった。

業務上の疑問点や不適切事例を言い出せない風潮・風土であった。
不適切事例を見つけて防止するためのチェック体制が不十分だった。

慣行優先の意識や部門常識に捉われ、環境変化に柔軟に対応できなかった。
業務上の手続き等に係る明確なルールが整備されていなかった。

b. 上記8項目について更に課題別に整理すると、以下の取組みの強化・充実が必要ことが明らかとなった。

- ～ については、企業倫理や法令遵守に係る意識の更なる徹底、および法令に関する知識不足を補うことや業務の基本を徹底することなど、『気づく』取組みが必要である。
- ～ については、業務実態を伝え相談する活動、および疑問点や不適切事例の吸い上げと共有化を充実するなど、『話す』取組みが必要である。
- ～ については、不適切な状態を改善する活動、および従来の慣行をゼロベースで検証・評価する目、それを継続させるためのルール整備など、『直す』取組みが必要である。

(2) 従来の取組みの評価

当社は、「企業倫理委員会」の設置、「東北電力企業行動指針」の策定、教育・訓練の実施などを通じ、企業倫理・法令遵守に関する継続的な啓蒙活動によって、社員意識の徹底を図ってきた。

また、平成14年度には、「女川原子力発電所自主点検作業の適切性確保に関する総点検調査」の結果を踏まえ、「社会的安心の醸成」と「信頼回復に向けた適正な業務遂行」の観点から、情報公開における透明性の向上や、原子力品質保証体制の強化などを行ってきた。

しかしながら、以下のとおり取組みに不十分な面があったことから、今回確認された事象を見つけることができなかつたと考えられる。

《共通》

- ・企業倫理・法令遵守に係る意識が十分に浸透・定着していなかった。
- ・過去から継続して実施されていた不適切な取扱いを見つけ出し、直す仕組みが十分でなかった。

《原子力部門》

- ・自主点検作業以外の事象における不適切な業務処理の確認が不十分であった。

《原子力部門以外》

- ・不適切な事象を認識するためのルール整備や法令等に関する知識が十分でなかった。
- ・自部門における業務が適正に処理されているかどうかについての検証が不十分であった。

4. 全社的な再発防止対策

各事象に共通する背景要因分析の結果から明らかとなった課題と従来の取組みの評価を踏まえ、現在実施している原子力品質保証体制総点検における再発防止対策との共通項目を含め、全社的な再発防止対策として、「気づく」・「話す」・「直す」という3つの取組みを強化・充実していく。

(1) 「気づく」取組みの推進

企業倫理・法令遵守の徹底について、社長がメッセージを発信する。
今回の総点検において明らかとなった一連の事象を踏まえ、企業倫理・法令遵守に関する問題意識、改善に向けた決意、「気づく」「話す」「直す」再発防止対策の主旨と社員一人ひとりによる実践を求める社長メッセージを全社員向けに発信する。

技術部門間、事務・技術部門の人事交流を推進する。
従来より行っている技術部門間、事務・技術部門間での人事交流を継続し、幅広い見識を持った人材の育成を行う。
また、原子力部に事務系の管理職を配置することで、部門特有の価値観にとらわれない指摘や提言を行い、慣行にとらわれない適正な業務の遂行を促進する。

「企業行動指針」(法令遵守、企業風土関係)において、不適切事象の防止に係る項目を追加する。
「企業行動指針」を改訂し、全社、社員一人ひとりにまで浸透しきれていなかった企業倫理・法令遵守に関する行動について、日常の業務と企業倫理・法令遵守とのかわりが分かりやすいように追加するとともに、電子掲示板、イントラネット、教育・研修等を通じ、社員への意識浸透を図る。

外部機関によるピアレビュー(原子力部門)、事業所間ピアレビュー(原子力部門以外)を実施するとともに、部門間の情報交換を充実する。
原子力部門については、外部機関によるピアレビューを実施し、業務の実施状況について、第三者の視点から確認するとともに、原技協等による原子力安全文化にかかる組織風

士評価を活用する。

その他の部門については、事業所間でのピアレビューを実施し、他事業所における業務の進め方（手続き、現場管理等）の観察、書類確認、討議等を通じ、課題を発見するとともに自事業所における課題の自律的改善に役立てる。

なお、「吸い上げる仕組み」（取組み）の活用を含め、部門間の情報交換、情報共有化を充実する。

技術者に対する企業倫理・法令遵守教育を充実する。

従来の企業倫理・法令遵守教育等を強化・拡充するために、社外の専門家を活用し、「技術者倫理教育」の導入や、業務に関係する法令に関する法令教育を充実し、技術者としての倫理向上、法令知識習得と意識の向上を図る。

また、e-ラーニングを活用した安全文化醸成にかかる教育の充実を図る。

なお、経営層・管理職・一般職・新入社員等の各層に対する、企業倫理・法令遵守に関する意識と行動の定着に向けた啓発活動を継続的に実施していく。

(2) 話す 取組みの推進

各層での対話を充実する。

最高経営層は、分担しながら事業所訪問を行い、管理職を中心に企業倫理・法令遵守ならびに経営課題などに関する対話を行う。

また、各部門は、本・支店連携しながら第一線職場を訪問し、企業倫理・法令遵守の観点から現場の不安を吸い上げ解決に向けた対話を行う。

各職場では、定期的に対話を実施し、至近における業務処理の確認や企業倫理・法令遵守の観点からチェックを行う。

これらの対話活動を通じ、企業倫理・法令遵守に関する意識の高揚を図るとともに、業務上の課題・問題点を話しやすい組織風土を醸成する。

技術関係現場の法令遵守に関する問題・課題を吸い上げる仕組みを充実する。

社内および社外の企業倫理相談窓口の活用を周知徹底するとともに、下記「吸い上げる仕組み」との情報の共有化と柔軟な対応を行う。

各部門は、事業所員が疑問に感じていることを匿名性を確保して提出できる仕組みを構築する。（吸い上げる仕組み）

なお、情報は、各部門が設置する電子掲示板等により、部門内に公開するほか、他室部との共有による効果が高いと考えられる情報については、全社版の電子掲示板に掲示し、全社で共有する。

これらにより、現場レベルの課題を顕在化し、不適切な事象を種のうちに、発見する。

社外とのコミュニケーションを充実する。

各部門は、原子力における原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）や、電気事業連合会における各種委員会等を活用した情報提供、情報収集により、不適切な取扱い等に関する事象の共有化に努める。

また、国、地方自治体等とのコミュニケーションを強化し、法令や手続き上の疑義に関する協議、確認を徹底する。特に、原子力部門については、地域社会とのコミュニケーションを一層充実していくとともに更なる情報公開を進めていく。また、国（発電所に常駐する保安検査官）の発電所施設に対する保安確認にもより積極的に協力するなど、一層の透明性の確保に努める。

(3) 直す 取組みの推進

技術関係現場の法令遵守に関する問題・課題を改善する仕組みを充実する。

各部門は、「吸い上げる仕組み」に寄せられた情報を分析・検討し、その対処方法について、部門電子掲示板に掲示するとともに、共有性が高いと考えられる対処方法については、全社電子掲示板に掲示する。

これらの対処方法や全社情報共有化の妥当性については、審査室および原子力審査室が確認を行う。

また、「吸い上げる仕組み」に寄せられた法的な対応が必要な情報、企業倫理相談窓口に寄せられた技術的観点からの対応が必要な事象については情報を共有化し、必要に応じて上位機関へ報告する。

法令遵守に関する内部監査を強化する。

審査室および原子力審査室は、本店技術部門各室部・事業所において法令遵守の取組みが実行されているか否か、また、それらの仕組みが有効に機能しているか（法令違反の防止・発見に寄与しているか）、を審査することにより、各部門への牽制を図るとともに業務適正化のPDCAを促進する。

具体的には、平成19年度審査計画に「設備に関する法令遵守」を盛り込み、本店技術部門各室部、支店、火力発電所、技術センターを審査する。第一線事業所審査ではデータの真実性に踏み込んでチェックする。なお、原子力部門においては、昨年、原子力審査室を設置しており、その体制を進める。

法令解釈・手続き等の明確化を含め、業務マニュアル等を充実する。

法令に基づく手続きの漏れ、誤った解釈による手続きの不備を防ぐため、各部門において、業務に関係する法令をリストアップし、法令に基づく手続き等について、マニュアルを策定する。

マニュアルは、法令の改正の都度ならびに定期的に、現行法令の網羅性、整合性についてレビューを行う。

マニュアルの策定に当たっては、必要に応じ社内外の専門家等の助言を求める。

5. 再発防止対策のフォロー

再発防止対策のフォローについては、今回設置した「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」において、今後引続きその実施状況および実効性を検証するとともに、確実に機能するまで検証を継続する。

この検証にあたっては、関係者に対するアンケートなども含め、再発防止対策の達成状況評価などを行うとともに、現場実態の把握により必要に応じて改善を図ることとする。

なお、「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」による検証完了後も、継続性のある再発防止対策については、引き続き実施し、内部監査部門が適宜実施状況を確認する。

6. まとめ

当社は、従来から企業倫理・法令遵守に関する取組みを進めており、平成14年度の総点検を踏まえ、「社会的安心の醸成」と「信頼回復に向けた適正な業務遂行」の観点から、新たな不正防止策を立案し実行してきている。

また、現在、原子力品質保証体制総点検（平成18年7～8月）において立案した17項目の再発防止対策を実施し、原子力品質保証体制の強化を図っているところである。

こうした中、昨年11月30日に経済産業省原子力安全・保安院から発せられた指示文書に基づき、発電設備に係る点検調査を徹底的に実施した。その結果、設備の保安が損なわれていないことは確認したが、データ書換えや法令手続き不備など、企業倫理面・法令遵守面において問題となる不適切な事象が確認された。

当社は、このような不適切な取扱いがあったことで、これまで当社に寄せられた皆さまの信頼を、大きく揺るがしてしまったと認識し、深く反省している。

当社は、これまでの調査結果を踏まえ、企業倫理・法令遵守に係る更なる意識の定着を図り、正しい知識と倫理観の下に社員自らが進んで問題点を発見し、対話を通じて課題を共有しながら、事案の内容に応じた的確かつ速やかに改善していくため、「気づく」・「話す」・「直す」という3つの視点による取組みを推進していくこととする。

今後、再発防止対策を速やかに実行に移すとともに、地域の皆さまのご意見を伺い、データ改ざんや法令違反を発生させない、見過ごさない企業風土・組織文化を醸成することで、社会からの信頼回復に向けて継続的に取り組む所存である。

以上

（別紙）発電設備点検調査による全社的な再発防止対策について（概略図）

発電設備点検調査による全社的な再発防止対策について（概略図）

